

中央大学会報 会計人会

発行所 中央大学会計人会

東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会長 平川忠雄

編集人 広報担当 前川和義

中央大学 バスケットボール部

昨年の主な戦績

リーグ戦(関東大学) 準優勝

全日本学生選手権 3位

〔写真〕

昨年秋のリーグ戦

対日本大学戦



申告納税制度と税理士の役割

——日税連税理士法改正運動の現状——

寺澤隼人

1. 国民主権としての申告納税 制度

昨年は、申告納税制度50周年を迎えての種々の

企画があったが、改めて戦後の税制改革の中で申告納税制度の導入が果した役割は大きく、特に税理士制度の発展にとって税理士に課せられるべき社会的任務が納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに、税法上の権益を擁護することにあるとして制度的に認識させられたこと

である。

しかし、一面において「申告納税の基盤は税務調査額」であり「税務の基礎はあくまで調査」と思考する風潮が一部にあり「日本の申告納税制度は占領軍司令部の勧告による輸入品」であるとして、申告納税制度を主権在民の税法的表明として理解しない議論も一部に散見したことは驚きであった。

松沢智教授は、その著書「租税法の基本原理」(中央経済社刊)において次のように述べておられる。

「徵税当局が、申告納税制度の見直しを呼び、給与所得者が、申告納税者に対する不公平税制を叫んで、彼らとの間に相剋が存在するなかにおいて、申告納税制度は、実はアメリカから押しつけられた制度であるとか、昔の賦課課税といつても、決して民主的でなかったことはない、というような賦課課税への郷愁が出来てきた。しかしながら、シャウプ博士が昭和25年、わが国に「青色申告制度」の設置を勧告したことは、この「青色申告制度」こそ、申告納税制度の理想とされる意図であったことである。申告納税制度は、理論的には憲法の国民主権主義のすぐれた税制面への表明と解すべきものであるから、もし申告納税制度の基盤が少しでも緩むことがあれば、それは、憲法に対する挑戦であるといわねばならない。」

「輸入品」乃至「押しつけ論」は、主権者である国民が自ら制定した新憲法において第30条で「納税義務」を「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定し、そのためには、賦課課税制度のように税務当局が租税債務の内容を行政行為によって一方的に確定する方法ではなく、主権者たる納税者が、まず自ら税額を計算し、申告することによって租税債務の内容が確定し、必要に応じてこれを更正する方法が、国民主権を宣言した憲法の理念と合致するとして採用した申告納税制度の憲法的意義を軽視するものといえよう。

2. 申告納税制度と税理士制度

憲法の国民主権主義のすぐれた税制面への表明

といわれる申告納税制度の発展に、税法に関する専門家としての能力、識見をもつ税理士が納税義務者を援助することを通じて納税義務者の納税義務を適正に実現し、これによって申告納税制度の適正な運営と発展に資することを期待して、税理士制度が今日ある。その意味では、税理士制度と申告納税制度は形影相まって一体のものとしてとらえられている。

税理士法第1条(税理士の使命)で、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。

税理士は、税務当局の補助的機関ではない。税務当局とは、独立対等の立場であって、税務調査や行政処分が不当、違法の場合はもとより通達行政に対しても、税の専門家として最善の職能を發揮して、独立した公正な立場で税務代理を遂行すべきである。

一方、納税義務者との関係をどのように考えるか、税務調査における最終的な局面では課税要件についてそれが法令の解釈であるにしろ、事実の認定であるにしろ、税務官庁と納税者の側とに見解が分かれる場合がある。

このような場合に、税理士はどのように対処すべきであろうか。

税理士の「独立した公正な立場」を納税者との係わりで、考えるうえでより重要なことは、第1条の税理士の使命全体の理念を通じてこれを理解することである。

すなわち、税理士の立場は、納税義務者に対して正すべきものは正すとともに、過大に義務を負わないという見地から、納税義務者の権利を守り、その利益を正しく擁護するものであることを意味している。

従って税理士は、納税義務を適正に実現するため、憲法に定められた租税法律主義に基づき、税法を遵守して、基本的には納税義務者の税法上の正当な諸権利を守る立場から対処することが要請されることとなる。

3. 申告納税制度定着化への苦しみ

税理士法第49条の10は、税理士会に建議権がある旨を規定しており、これに基づいて、権限ある官公署に日税連はしばしば建議を行い、又は意見書を作成してきた。

- (1) 紳士の権利救済制度に関する建議（昭和43年6月）
- (2) 税務行政の民生化に資するための税務職員の質問検査権に関する建議（昭和46年2月）
- (3) 紳士の所得計算申告手続等に関する税務通達の公表方に関する建議（昭和46年12月）
- (4) 税務署長の裁量権に関する建議（昭和46年12月）
- (5) 税務調査の法律的知識に関する要望書（昭和48年7月）
- (6) 税務執行に関する手続規定の整備についてに関する建議（昭和48年12月）
- (7) 紳士の立場からする適正な納税義務の実現のための税務行政の整備改善に関する要望書（昭和49年12月）

(8) 直近では、平成4・5・6・7・8・9各年度の建議において、申告納税制度の維持発展について、更に税務行政手続の整備等について、政府税制調査会会长、大蔵大臣、自治大臣、国税庁長官、大蔵省主税局長に建議書を提出している。

こうした税理士会の建議権行使の歴史をみると、特筆すべき幾つかの事項につき更に言及してみたい。

(1) 国税通則法の制定と税理士会の対応

昭和36年7月5日、「国税通則法の制定に関する答申」が税制調査会から発表された。

東京税理士会は直ちにこの問題を各支部におろし、意見を求めた。

当時の「東京税理士界」は、次のように報道している。

『時期尚早論が絶対多数で、連合会租税制度調

査会の内、東京会の委員は、「数回にわたり答申案につき内容を検討した結果、内容について、幾多問題もあるので、納税者に国税通則法の制定の趣旨ならびに内容を周知徹底せしめ、理解と協力を得、かかる後実施すべきであると要望」、また各支部より、①納税者に対する徴税権力の強化、②全税理士への業務圧迫、③質問検査権並びに記帳義務に不信が多い、④その他各条項別に意見が多数あり、よって全面的に反対の見通し』と報じている。

こうした空気の中で、大蔵省は世論の反発の強かった。

- ① 実質課税の原則、租税回避行為、行為計算の否認
- ② 一般的な記帳義務規定
- ③ 質問検査権の総合規定及び特定職業人の守秘義務に関する事項等5項目削除を発表、国会に上程後も、同法案第13条（人格のない社団等の地位）の削除等あって、昭和37年4月2日に成立。

(2) 国税庁編「税務調査の法律的知識」

申告納税制度のもとにおいては、納税者が申告したことによって納税義務が確定することを原則としており、申告が税務署長等の調査したところと異なる場合に限り、補充的に決定又は更正等の処分により税額が確定することになっている。

こうした認識からすれば、昭和47年に発表された国税庁編「税務調査の法律的知識」（以下、小冊子という）は、われわれ税理士業界に大きな波紋を投げかけた。

税務職員の質問検査権は、きわめて広範囲にわたる重要な問題を含み、この小冊子の解釈、運用のいかんによっては憲法に保障された国民の基本的人権の侵害となる場合もありうるばかりか、申告納税制度の定着化にも悪影響を及ぼしかねないとして、東京会は制度部、争訟部、研究部の三部合同研究会において検討を重ね、中間意見書にまとめた。

小冊子の冒頭は「質問検査権の行使にあたって、質問に対する応答、検査に対する受忍を刑罰によ

って強制している所得稅法の規定は憲法第35条および第38条に違反しないか」であり、これに対して国税庁「見解」は違反しないと述べている。

「見解」は、憲法の基本的解釈として憲法第35条（住居の不可侵）同第38条（自己に不利益な供述、自白の証拠能力）は、質問検査権のような行政手続には適用されないとしている。

確かに、所得稅法違反事件について、最高裁大法廷は（昭和47年11月22日判決）結論においては、所得稅法に規定する当該職員の質問検査権および不答弁ないし検査拒否等の罰則規定を合憲としながらも、憲法第35条の規定については、「当該手続が刑事責任追求を目的とするものではないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に右規定の枠外にあると判断することは適当でない」と判示している。

東京税理士会の中間意見書は、『重要なことは、単に「所得稅に関する調査について必要があるときは」と定める現行法規定はあまりにも概括的かつ抽象的に過ぎ、手続規定として著しく不備である』ことを強く指摘した。

いずれにしろ、公表された小冊子の内容からは、「税務職員はなんでもできる」という印象をぬぐいざることは困難であった。

そこで国税庁も公式見解とみられる二つのコメントを出した。

一つは「信頼感の確立にあえて公表」と題して国税庁直税部長、江口健司氏の談話（「税のしるべ」）で、「十分に検討したが、問題等あれば訂正することもやぶさかではない。多くの納稅者の率直な意見をお願いしたい。」という趣旨のもの。

もう一つは、「相互信頼に基づいて」（「税理士界」566号）で「第一線の税務職員の研修用として配布したが、もとより質問検査権の行使に当たって、一般的にここに示されたギリギリの線で運用していくことを意図しているものではない。」とする国税庁の名で掲載された一文である。

（3） 行政手続法制定と税務行政手続

一方、総務庁においては、「行政手続法」の制定の方針を固め、平成3年12月に、臨時行政改革

推進審議会の「公正、透明な行政手続法の整備に関する答申」（以下、「答申」という）を受けて法律案の立案作業に入った。

日税連はこの動きに呼応して、制度部、調査研究部、税制審議会に対し、「行政手続法制化の動きと税務行政手続のあり方について」諮問がなされた。

問題は、この法律の中核的位置を占める「申請に対する処分」及び「不利益処分」について税務行政手続を適用除外としている点である。

しかしながら、「答申」は適用除外とした理由は、国税通則法など独自の手続体系による特別法で整備すべきであるとし、「このような場合においても、行政運営の公正の確保と透明性向上を図る観点から現行手続規定について必要な見直しが行われ、手続の一層の整備、充実が図られることが望まれる。」と指摘している。

立法作業の実現可能性に配慮すれば「むべなるかな」と思う。

かくして、納稅者の代理人として税務代理を遂行する税理士の立場として、税務行政の公正の確保と納稅者の権利利益の保護を図るため税務行政手続の整備が重要かつ緊要なのである。

4. 日税連、税理士法改正運動 の現状

日税連は、1月13日の常務理事会で漸く「税理士法改正対策特別委員会」の設置を決定した。

筆者が日税連制度部長の時、制度部として「税理士法改正に関する中間意見－短期的改正項目－」（平成3年6月）を発表してより実に8年有余の時間を費やして、実質的な改正運動の緒に着いたことになる。

民主主義は時間を要するというが、日税連の指導性の欠如も含め、会員の多くは何が問題なのか改正の必要性の気運すら希薄になりつつあるのではないか。

加えて、税理士法人の新規導入をめぐり、あたかも改正項目の最重要課題となりつつあり、本来最も重要な改正項目の一つである自主権確立を底

流にもつ税理士の「代理権」の確立の問題は、その影を薄くしている感は否めない。

税理士の「代理権」の確立は、本来納税者自身の租税債務確定過程における納税者の諸権利が法的に確立されていなければならず、その環境整備を視野に入れた運動の一環としてとらえていかなければならぬ。

税理士会は、昭和55年の税理士法改正において「政府提案」の限界をいやと言う程思い知らされた

平成3年の制度部の提案は、全部改正を前提とせず、部分改正で、尚かつ重要項目に絞り改正の積上方式のなかで、それぞれの項目の中で、税理士のあるべき使命論をぶっつけ部分改正がその方向を誤らないよう考えたものである。

制度部は、昭和63年5月、「税理士法第1条に定める『税理士の使命』のあり方について」日税連片岡会長の諮問に答申する形で発表し、更に平成元年6月には「行政手続と代理権に関する提言」を片岡会長に具申していることからも判るように、平成3年の制度部の「短期的改正項目」の提案は、かかる基本的スタンスの上に立ったものである。

このスタンスが陳腐化するようでは到底全税理士の法改正への意思を統一させることは不可能と考える。

しかも、運動論からみても、今度の税理士法改正が「政府提案」でいくのか、55年改正の反省の上に立って「議員立法」でいくのか、何を考えているのか全く見えない。

議員提案であれば改正案の内容も運動の方法論も自ずとみえてくるはずだ。

筆者は、昨年10月東京税理士会会報第489号で「申告納税制度と税理士制度の役割」と題して、納税者不信のところには申告納税制度は定着しないことを主張したが、これは納税者不信を現象面でとらえて言っているのではなく、納税者不信を払拭すべく、その前提として税務行政手続の明文化、法的安定性の必要性を主張したものである。

東京会会報上で指摘したように、日税連は申告納税制度の定着化のために過去すぐれた提案をしてきたが、税理士法改正運動の座標軸の中で、その提案が結ばれ、法改正の中味として一体化しな

ければ絵に書いた餅である。おしむらくは、一体化していない。

税制建議は建議、税理士法改正は改正と主張がバラバラである。

結局は、法改正の理念、あるべき税理士制度についての方向性について、真に地に足のついた確固たる信念が希薄となっている証である。

日税連の過去の建議の中で、納税者の権利救済制度に関する建議（昭和43年）、税務行政の民主化に資するための税務職員の質問検査権に関する建議（昭和46年）、直近では、申告納税制度の維持発展について、更に税務行政手続の整備等についての建議等の内容は、そのまま税理士法改正の議論に投影されなければ意味がない。

納税者の税法上の諸権利が整備され、一方で税理士法改正により税理士の代理権が確立されなければ政府の行政改革推進本部の「規制緩和委員会」が策定を進めている「規制緩和推進3ヶ年計画」の重点項目でいっている「税理士や行政書士などが法律関係事務などを独占する資格制度は人的資源の有効活用の観点から見直す」としていることなど立ち所に払拭されるであろう。

広報部からのお願い

本会報は、年2回の発行を予定しておりますが、そのために、毎号原稿の収集に広報部員一同苦労しております。

会報の内容を、より充実したものにするために、広く会員皆さんよりの投稿をお待ちしています。

内容は、研究論文、随筆、趣味、旅行記など何でも結構ですので、奮ってご投稿ください。特に、前号より連載をはじめました「私のふるさと」につきまして、多くの皆さんのご投稿をお待ちしています。

原稿送り先

〒112-0002 東京都文京区小石川5-19-40

広報担当副会長 前川和義宛

中央大学、明治大学会計人会合同観桜会

去る、4月1日上野精養軒において、上記観桜会が開催されました。

小雨降る寒い日にもかかわらず、大勢の会員が集まり研修に、交歓に、楽しい一時を過ごしました。

5時からは、研修会で右山先生の講演があり、先生の作成されたレジュメ「今後の税制のあり方」(平成10年度以降)にもとづき、講演されました。

わが国の経済社会の潮流変化—「少死・高齢化」、「グローバル化」、「情報化」の中で、わが国は国の在り方を変えようとしている。その内容は、行政改革、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革、教育改革の6つにまとめられる。

これらの、改革を実現するための今後の税制のあり方について説明された。

所得税制はマクロで考えるべきでなく、ミクロで考えるべきである。

最近の税制で3つの失敗をしている。土地税制、特別減税の中止、法人税の課税ベースの拡大である

税率を上げても税収は増えない、税率を下げれば所得が増え結果として税収が増える。

先進諸外国と比較すると、担税割合は日本49.98、

II研修会II



アメリカ41.05、イギリス33.00、ドイツ49.79、フランス33.33で日本の税負担率が一番高い。

それなのに、景気は悪く、財政は赤字である。税制の改革をしなければならないなど、懇切な説明でした。

以上で研修会を終えて、懇親会に移った。外は、桜が霞の様に綺麗でした。

駿台会計人会会長の関本先生の開会挨拶に続き、多くの来賓のお祝いの言葉を頂きました。

明治大学からは、栗田先生が校舎を改築中である旨披露されました。

研修会で話題になった税制のあり方について富岡先生から、右山先生の質問に答える形で持論を披露されました。

明大は、かの有名な応援歌、中大は「惜別の歌」を歌い、エールの交換の後、乾杯に移りました。

後は、酒と食事の立食スタイルで旧交を暖めたり、近々の仕事の打ち合わせ、或いはゴルフの成績自慢と楽しい話題が弾みました。

4月は、公認会計士協会の役員選挙があり、その話も弾んでいました。

やがて閉会となり、来年の再会を期待しつつ散会しました。

(山田杉三郎)



右山先生



平川会長



富岡先生



関本先生



“惜別の歌”合唱

レフティから一言

小林陽二

私は左利き、レフティである。俗にいう左ギッチョである。ギッチョという言葉は左だけに使われあまり好きではないが、たいてい、その後に「ギッチョは手先が器用だから」という言葉が続くので、少し機嫌を直す。もっとも、左手器用説には不満がある。左利きは生来、手先が器用なのではなく、毎日の生活や仕事のため、やむおえず右手も使う結果で、やむおえず両手を使う努力の結果である。

いうなれば、左利きが手先が器用なのではなく、右利きが失礼ながら不器用、右利きの苦勞が足りないと言いたいところ。右利き社会では右利きが気がつかない、左利きには不便なことが多い。身近な生活用品でも、テレビ、ステレオ、電子レンジのスイッチなど計器類。冷蔵庫の取っ手に至るまで、ほとんど右用についている。自転車の「スタンド」は右利きの右足でないと立てる事ができない。レフティの左足では不可能だ。はさみ、かんきりには泣かされる。調理用の出刃包丁なども右利き用だ。試しに左手でやってみれば分かる。ほとんどの身を残し魚から笑われるのが「おち」。魚の身はともかく指を切らないよう十分ご注意を。紳士服も完全に右利き用、ポケットもズボンのファスナーも。

ところで、スポーツの世界はレフティ優位は常識。日本の弓道、剣道は左を全く受け付けないが、「左は世界を制する」のボクシングを始め野球、卓球など、地球規模では、レフティの活躍の場面は多い。

ところが、ゴルフはレフティにとっては、誠に不便、逆境にある。一番困るのは、レフティ用のクラブが極めて少ない事だ。致命的だ。クラブの選択の余地は余りない。昔の軍隊は「配給された靴に足を合わせろ」といわれたそうだが、軍隊式にクラブに体を合わせることになる。ゴルフ場もゴルフ練習場も右利きだけのゴルファーをイメージして作られている。

レフティの絶対数が少ないし、止む得ないと思うが、特に練習場は、少し考えてもらいたいとこ

ろ。

レッスン書も、常に右と左を読み替えなければならない。

コースの実戦でも、キャディさんのパットラインのアドバイスなどは、特に要注意。石打ちのイメージから、フック、スライスが逆になるので大失敗につながる。余計なことに神経を使うことになり疲れるが、キャディさんは、もっと疲れるらしい？

税理士会の会合で、レフティだけでプレーしたらと話が進み、10年位前から、税理士仲間のレフティだけの、東税レフティ会をやっている。会員は現在34名、慶應の税理士三田会の田中巖会長も毎回出場の有力なメンバーである。例会は年に2回だがゴルフ場でもレフティばかりのコンペは目立つらしい。段々有名になってきたようだ。レフティ唯一の女子プロ熊谷定江さんをゲストとして招聘した昨年の11月の例会は、業界新聞に載ったので新レフティの反応もあり喜ばしい。会員は勿論、左利きが多いが、右利きだが左打ちにしている奇麗な会員もいる。ゴルフ理論からすれば、右利きは左打ち、左利きは右打ちが合理的のこと。ソフトボールの名投手岡本綾子の例もあり、分かる気もする。

左利きは世界的には人口の10%といわれ、絶対数は少ないそうだが、それにしても日本では少数だ。これは、ご承知のように間違った戦前の教育で左を右に矯正された結果だろう。私も最初は左手で字を書き、ソロバンも左だった。レフティ会会員もほとんど同様な被害にあっている。

洋画で良く見る金髪の美女がサラサラと左手でサインをする場面などは、右利きより、よっぽど格好良くうつとりする。欧米の左右平等社会をうらやましく思ったことも、再々。ヨーロッパをルートとする社交ダンスのナチュナルターンは左まわり、アルファベットも左まわりの字が多い。若しかすると、本来は左優位が自然の姿ではないかとさえ思える。わが国でも、最近は、無理に直すことも少なくなったのか、左利きも以前ほど珍し

くなくなった。特に女性に多いような気がする。若しかすると、あの洋画の、左利き金髪美女の格好良いサイン姿の影響かも知れない。やはり格好良い。

これからの時代は、レフティの逆境が幾分修正されるかもしれない。21世紀は両手を駆使するコ

ンピューター時代。右利きも左手を使わなければ落伍しよう。相対的に左利きの優位性が増し、ようやく、左右平等の時代の到来が予感される。新時代はレフティの飛躍を信じ、ギッチョなる言葉がなくなる良き環境を、夢見たいと思っている。

右利きの諸先生 暴言 多謝

“経理研究所” からのお知らせ

中央大学経理研究所 所長 根本光明

中央大学経理研究所は、昭和25年学校法人中央大学に設置された正式の附属機関であり、いち早く社会人教育の場として講座を開設し、現在までに幾多の優秀な人材を社会に送ってまいりました。

さて、昨今の社会情勢は、ご承知の通り激動の最中にあり、不透明な状況の中で、いずれも生き残るための施策を展開されているかと思われます。

つきましては、規制緩和とビッグバンによる日本経済の大変革に対応できるよう自己投資と、理論を再構築することが必要な時ではないかと思います。

そこで、経営者の方を始め、管理職から新入社員の方々の社員教育及び自己啓発の場としてお役に立つべく当経理研究所の講座を受講されサバイ

バル勝者となれますことを祈念いたします。

当講座の講師陣は、申すまでもなく経済界・産業界・職業会計人界の第一線で活躍中の専門家及び大学教員であります。

より高度な情報提供並びに知識の修得ができるようカリキュラムが組んでありますので是非この機会に当経理研究所の社会人対象の講座を受講されますようお勧めいたします。

ご希望の方は、当経理研究所講座案内をご送付いたしますので、下記の電話またはFAXにてご連絡下さいますようお願いいたします。

※なお、本学学員会会員には、研究会（A & B フォーラム）を除き、記念館の各講座の受講料を10%割引いたします。

【開設講座】

社会人対象：中央大学駿河台記念館内（御茶の水）

研究会（A & B フォーラム＝アカウンティングとビジネス）会員制

実践講座＝財務実践・企業経理・会社税務講座

パソコン講座＝パソコン入門講座（昼・夜コース）、パソコン会計講座

パソコンステップアップ講座

簿記教室＝日商簿記3級・2級講座

在学生対象：中央大学多摩校舎（他大学生も歓迎）

簿記会計講座

公認会計士第二次試験特別講座

資料請求連絡先

社会人対象 電話 03-3219-6191 FAX 03-3219-2913

在学生対象 電話 0426-74-3308

故郷の伝説

山口文六

私の自宅の近くに昔の小学唱歌の作詩で有名な「高野辰之」の旧居がある。

彼の作った歌の中でも最もよく唱われているのが「兎追いしかの山、小鮎釣りしかの川」に始まる「故郷」であろう。

つい3、40年前までは日本全国至る所の山村にはこの歌のような風景が当り前のように存在していたが、日本の高度成長と共に山も川も道路も住宅もまた田畠も姿を変えて、昔も懐ぶよですがも年を追ってなくなりつつあるのを淋しいと思うのは戦前育ちの郷愁であろうか。

私の生れ育った故郷はブドーの産地として有名な山梨県勝沼町の北のはづれに位置する中原という部落であり、標高500米の緩い傾斜地からは甲府盆地が一望で、その先に南アルプス連峰がやや霞んで見える眺望のよい土地である。

JRの駅へは2秆足らずで僻地の割に交通には恵まれている。

子供の頃、兎を追い、茸を探り、兵隊ごっこをした部落の裏山は10年前にゴルフ場（勝沼CC）と化して、毎日多勢のゴルファーで賑わったようだが、バブル崩壊後の昨今はご多分にもれず苦戦のようである。しかし、このゴルフ場のお陰で部落の道路や河川は整備・改良されて住民には恩恵も多かったようだ。

山国に育った私であるが人並に泳ぐことができるのは、部落の西の山沿いを流れている鬱櫛川に女渕という滝壺があったからである。

家から僅か数百米の近くにあるその渕には10米位の高さの滝があり、周囲を断崖にかこまれていた。広さは50平方メートルほどもあったろうか、深いところは2米位あって、小さなプール位の価値があった。水流は豊かで清く、渕の中には山女魚が群れていてまたとない水遊びの天国であった。

部落の子供達は夏休みになるとこの渕にかけた夕方まで泳いだり、魚を追ったりして真黒に日焼けした1カ月を過すのが習わしだった。

男の子も女の子も生れたままの姿で、誰はばかりこともなく無垢な自然の生活を満喫したのは有

難く懐しい限りである。

さて、この「女渕」には遠い源平時代に遡る次のような悲しい伝説があった。

旭將軍木曾義仲の幕臣中原兼遠の家来に源次郎という侍がいた。木曾勢が元暦元年（1184年）1月栗津口の戦いに敗れた後、主家の侍婢や幼子等の一族郎党をつれて信州より逃れて甲州に入り、山間の一部落である牛奥東組（中原の旧字名）に潜伏したが、文治2年（1186年）源頼朝の追討の手がついにこの地に及び数多の追手が迫った。源次郎は覚悟を決めて勇敢に戦ったが衆寡敵せず、最後に牛奥沢の山上にある広さ八間四方の巨岩によじ登り切腹して果てた。爾來この嶺を源次郎ヶ岳とよぶようになった。なお源次郎の佩刀の锷には鶴型の紋があったが、それがこの山中に埋れて雨の日には鶴鳴をきくと伝えられた。そしてこれより後、牛奥東組の部落を「中原」と称するようになったといわれる。

一方、侍婢達は追手の目を逃れて鬱櫛川にある急端の渕にとびこんで最後を遂げたので、これより後この渕を「女渕（おんなぶち）」と言い伝えたのである。

鬱櫛川の名もこの侍婢達の櫛が流れたことに由来しているかも知れないが定かではない。

このような因縁のある渕ではるが、幸いにしてこの渕で溺死した人の話をきいたことがなかったのは、彼女達が部落民にお世話になったお礼の心で守っていてくれたのかも知れない。

終戦後の頃まで昔のままの佇まいであった女渕も、その後洪水や河川工事などによって、今は昔の面影はなく、また子供等は学校のプールで泳ぐ世の中となつて、この伝説もやがて消えてゆく運命にあるといえようか。

「故郷は遠くにありて思うもの」と誰かが言ったが、村の尋常高等小学校を卒業し青雲の志を抱いて叔父を頼って上京した私には往時茫茫！今はまさにこの言葉通りになってゆく故郷である。



第3回中央大学会計人会ゴルフ大会に参加して

大江晋也

もう昨年のこととなりますが、秋の訪れと共に、スポーツのシーズンまったくなかとなり、数日来よりの好天が続いており、週間予報でも明日の天気は晴れとの事でしたが、前夜は床についても、明日の天気のこと等の気持ちの高ぶりでなかなか睡眠をとれないまま朝をむかえてしまいました。何時まで（何才になっても）たっても、遊びの前日は童心にかえってしまうのは、私だけなのですか不思議なものであります。

第3回中央大学会計人会ゴルフ大会が、秋晴れの平成9年10月14日(火)、相模原ゴルフ俱楽部(西コース)に於いて、16名の参加を得て盛大に行われました。

当日は予定の参加者全員が揃い、スタート前に、事務局の小池正明先生よりの挨拶と競技委員長の越智通秀先生よりの競技方法等の説明の後、雲一つない青空のもと、9時42分に第1組のスタートとなりました。第1組は全員のティ・ショットが見事なものだったので、本日の競技会は好成績が予測されました。

つづいて、第2組、第3組とスタートをし、私は最終組で、會田博先生、大塚昭夫先生、清原輝茂先生とプレーすることとなりました。會田、大塚両先生はハイレベルのゴルファーであることは、第2回の大会で実証済ありますが、清原先生は初参加であり、楽しみがありました。

スタートは、會田、清原両先生はナイスショットで、大塚先生は少し加減をしたショットのようでした。私は少々緊張していましたが、第1ショットは何とかフェアウェイをキープすることができ満足のスタートでした。

今日はハイレベルの會田、大塚両先生に少しでも迷惑をかけないように、自分の普段の力を発揮するように決め、スタートしました。ゴルフは上級者と同伴するとスコアが良くなると言われていますが、当日の私は正に上級者の両先生と清原先生の見事なアプローチに感化されて、普段の力以上のショット、パットをする事が出来ました。

当日のゴルフ場のフェアウェイの状態は最高で

あり、ノータッチ、オーケーパットなしと云う非常に厳しいルールの基に行われましたが、グリーンが非常に難しかったのが印象的であります。特に14番ショートホールのパット数は、平均的に5パット、6パットのようで、グリーンで泣きが入っていたようです。聞くところによると、クラブ選手権のためのグリーンにしてあったようであり、不運であったようです。

終わってみれば、私の戦績はネット74、2オーバーという事であり、念願の優勝を果たすことが出来ました(同好会の会長は優勝を辞退すべきとの声が一部ありました。しかし、優勝は今後二度ないと思い辞退しませんでした)。今回の優勝は同伴者の三名の先生のサポートによるものと紙面を借りて厚くお礼申し上げます。

なお、当日の競技結果は次のとおりです。

(敬称略)

優 勝	大 江 晋 也	ネット74
準 優 勝	鈴 木 康 雄	ネット79
3 位	大 塚 昭 夫	ネット81
ドラコン	鈴木 康雄、會田 博	
ニアピン	宇佐美一雄、山口 文六	

おわりに、第3回ゴルフ大会に参加されました先生方にお礼を申し上げます。

編集後記

○巻頭論文には、寺沢隼人先生より貴重な研究論文を頂きました。

申告納税制度50周年を迎えて改めて考え直すよい機会もあると思います。

○4月1日、恒例の研修会と観桜会が駿大会計人クラブとの共催で上野精養軒で開かれました。従来余り振わなかった白門出身者も、今回は平川会長の努力で“まあまあ”的な人数でした。おかげで観桜会は大盛り上りました。

○「私のふるさと」は連載で、今回は山口先生から投稿を頂きました。これから毎号の記事としたいものと願っていますので会員の皆様からのご投稿をお待ちします。(前川)